

り。故に六曲り坂といひしが、後に誤つて馬坂と云ふ。とあり。此の説非也と龜尾記にいへり。平次按ずるに、此の坂路の上に牛坂といふもあり。然れば牛坂に對し、馬坂とは呼びそめたるならんか。此の坂路は林氏鷲峰文集に載せたる奥村氏畊心莊記に、一進一退或升或降、鞭影鏢聲連而不斷者馬坂征鞍也、往者過來者續不舍晝夜、亨而不滯者淺野長流也と。此の地邊の風景を書き載せたり。

○馬坂町

此の町地は、馬坂の上下をいへり。元祿九年の地子町肝煎裁許に、馬坂上新町・馬坂下町との兩町名を記載して、裁許を分ちたり。按ずるに、改作所舊記に載せたる寛文二年三月田井村肝煎等の願書に、小立野馬坂の上、地子にて家を爲作可申旨畏奉存候。左様に候へば、上畠の所に候間、地子の儀米にて一步に付七合歩、銀子にては三分歩に被仰付可被下。と見れば、寛文二年藩命に依つて、此の坂路の上に初めて町家を建てたる事知られけり。金澤事蹟必録にも、寛文二年の命に依つて馬坂地子地に家出來したるよし記載せり。さて坂路にも追々と家屋を建てたるなる

べし。

○馬坂高原院

曹洞宗なり。貞享二年由來書に云ふ。開祖春堯和尚は利家卿の御息女御福様の御縁類なるが故に、御養子の出家に被爲成、遍參中より立身出世まで御取立被成に付、爲奉謝厚恩利常卿の御意を得、寛永拾八年の夏春堯和尚當地大豆田に於て、近藤甲斐下屋敷之内千歩餘寺地に申請、一字建立任、御福様守本尊藥師如來の像并御位牌を安置し、御福様の御院號に據て高原院と號す。然るに萬治二年之春右之寺地被召上、其後住持代々替地之儀及訴訟候へども、替地下渡無之故、只今之地に請地致し居住。微妙公之位牌御茶湯料は中村惣左衛門と云ふ人寄附す。とあり。按ずるに、御福様は利家卿第八の息女なり。本藩略譜に、天正十五年誕生。生母小塚氏。長而被嫁于長十左衛門好連。好連死後再嫁中川大隅光忠。光忠有故沒收家祿。於是離別。賜化粧料二百五十石。元和六年七月六日卒。三十四歳。法號高原院桂巖昌久大姉、葬于野田山。とあり。

○與力町

此の地は、そのかみ田井村の地内にて畑地なりしを、寛文中與力士の第地と成りたり。其の頃與力士の第地を、此の地と犀川石坂との兩地に定められ、兩地共に町名を與力町と呼べり。寛文七年三月廿日の達書に、與力共今年より三ヶ年之内に、小立野并に泉野へ可引越。と見れば、菅家見開集には、寛文七年三月廿日、惣與力今年より三ヶ年之内に、不殘小立野に被定置與力屋敷之所に、勝手次第爲引越可申旨、重て被仰渡。とあり。國事昌披問答に、小立野與力町は、寛文七年三月被命、今年より明々年に至り、與力士一統此所引移様に相定り、大繩にて渡りたる由。とあり。大繩とは人別に無之、一統の第地を取纏め、幾千歩と打込み渡すをいへり。寛文七年四月普請會所より算用場への書面に。

今度惣與力小立野に引越申に付而、替地之處、經王寺松原を切、天神之上右同斷。來る廿日過可罷出候條、其以前早速なたね百姓手前より刈取申候様可仰渡候。漸時分に相見の申候。作毛之上相渡申候は、百姓損に可罷成候間、爲御案内申入候。以上。

四月十六日

御普請會所

御算用場

改作所舊記に載せたる寛文六年十月田井村肝煎書付に、四千七百二拾四歩、寛文五年之春田井村高之内御用屋敷に相渡歩數。と見れば、同八年四月普請會所の書面に、五百五拾歩山崎領分、右小立野惣與力屋敷爲御用十村並肝煎相見を以請取。とあり。又郡方留記に、田井村高之内四千七百二拾四歩、寛文六年御用地引渡。と見れば、また小立野與力屋敷寛文五年より段々相渡に付、同年より天神道之上より馬坂迄之がけ原除地に被仰付、田井村高之内一石四斗九升七合寛文五年より引渡に相成。除地与與力屋敷之境目、松さんかちの木被爲植垣被仰。とあり。又改作所舊記に、寛文九年小立野與力町之後通り除地、幅三間に二百九拾間餘、松數三百九拾本三月廿五日より植始、又四月頃四百本程植付被仰付。とあり。右後通りの除地といふは、與力町の尻地、天神町の方なるがけ縁なるべし。此の時植を付けたる遺木なりけん、大なる松木こゝかしこに残りて今もありといへり。按ずるに、與力士の第地は、萬治二年十一月居屋敷